

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第六議案第六十号 福生市重度心身障害者福祉手当

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 金子国利君登壇)

○福祉部長(金子国利君) 議案第六十号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とこの内容につきまして御説明申し上げます。

この制度も都の制度といたしまして、重度心身障害者福祉向上の一環として、身体障害者手帳をお持ちの方の二級以上の方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方、精神薄弱者中程度以上の方を対象に、市条例といたしまして、これを支給してあるよう次第です。今回、都条例の改正に伴いまして、本条例も改正しよう

とするものでございます。

内容につきましては、第三条中、「一万円」と「一万五百円」と改めようとするものであります。

附則といたしまして、施行期日は、六十一年の十月一日から施行しようとするものでございまして、経過措置といたしましては、今回の改正は、六十一年十月分の手当から適用し、それ以前、九月以前の月額の手当は、なお従前の例によるというものでございます。

なお、参考までに、該当者は二百七十一人を予定しております。

以上、甚だ雑駁な説明でございますが、慎重御審議いただきまして、原案どおり御可決くださりますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりております議案第六十号は、厚生委員会に付託いたしました
と思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第六十号は、厚生委員
員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田右男君) 暫時休憩いたします。

午前十時三十二分 休憩

午前十一時二十三分 開議

○議長(森田右男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 議案第六十五号 損害賠償額の決定についてを議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第六十五号 損害

賠償額の決定につきまして、その提案理由と内容を説明申し上げます。

職員に於けます車の安全運転につきましては、日ごろから十分注意をするように
と指示をいたしてあるところでございますが、このたび、注意不十分であるがため重大
な人身事故を起し、本議案を提案せざるを得なかつたということにつきまして、
深くおわびを申し上げます。

この事故を契機に、毎月三十日を安全確認の日と定めまして、全職員それぞれ
が責任と自覚をもち、交通安全について深く認識すると同時に、片用自動
車等管理規定を制定いたしまして、片用自動車と所管する全課に、正、副管
理責任者を置きまして、毎日就業時にふりかかるとの車の点検、あるいは安全意識の向
上、そういったことに努めてある次第でございます。

本議案は、当該事故に對する市が負担すべき損害賠償額の御決定を
らうといたすため、地方自治法第九十六条第一項第十三号の規定に基づきまして
議会の御議決をいただくべく提案申し上げたものでございます。

まず、損害賠償の額でございますが、葬儀費用等といたしまして百五十八万
八千九百九十円及び示談金三千六百八十六万円、合計三千八百四十四万八千九百九十円

でございまして、このよう強制及び任意の保険による保険金からの支払い額は三千五百万円と予定しております。

損害賠償の相手は、東京都福生市北田園二丁目一四番地一、加藤憲一氏でございまして、なお、相手側でございまして被害者加藤憲一からは、当該賠償額をもちて示談の内諾をうけたいしております。

次に、事故の概要につきましては、本議事記載のとおりでございするが、事故の原因は、柳山公園付近の自転車歩行者専用道路上を後進中にみえる不注意により、とうとうとい幼い命を奪うてしまったものでございまして、全く弁解の余地のないところであらうと見て、重ねて、この点深くおわびを申し上げる次第でございする。

今後においては、このような事故を二度と起さないように全職員が一丸となって身を引き締めて安全運転に心がけていく所存でございする。

なお、本件に対しまして管理責任等処分関係につきましては、今後、議会側とも御相談を申し上げながら決定をさせていただきたいと存じます。

何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願いを申し上げます。議事第六十五号の説明にかえておいていただきます。よろしくどうぞ

お願い申し上げます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議事第六十五号につき採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議事第六十五号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君) 日程第八議事第六十一号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第六十一号昭和六十一年度福王市一般会計補正予算第四号につきまして提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に、提案理由として概要をまず申し上げておきたいと思ひます。

まず、歳入でございますが、主なものを申し上げますと、市税に於て市民税の個人分と固定資産税の調定増によるものでございます。地方交付税については、御案内のとおり八月二十六日交付決定された普通交付税の当初見積予算との差額、即ち支出金については福祉事業の身障、精神、老人、児童それぞれ福祉手当金の冬例改正に伴う追加分、それと昭和六十一年度一般会計決算見込みによる繰越金等が主な歳入となっております。

歳出におきましては、まず、人件費分として全項目にわたる六月支給分の職員等の期末手当の当初予算計上分の一九九月と支給実績一九九九月分との差〇・〇九九月に相当する職員分については三百七十五名分、千二百五十二千円の追加となっております。

あります。そのほかでは、総務費の自動車事故等賠償金の計上、大変御心配をおかけしたところでございますが、相手の方との示談の見通しが立ったことから予算算に計上と相りた次第でございます。これに伴う強制及び任意の保険金については歳入で処置いたしてございます。民生費関係では、歳入と関連いたします冬例改正に伴う福祉手当金の追加と補助事業経費に対する六十一年度事業精算金等でございます。衛生費におきましては、地方交付税の算入方法の変更に伴う地方交付税清掃費配分金の減額、また、土木費に於ける多摩川河川敷の調査委託等の追加、それと教育費に於て、飯林熊川地域体育館新設工事に要する用地買収費等が今回追加する主な歳出となっております。

それでは、予算書に基き、その内容について御説明を申し上げます。

一ページをお開きいただきましたかと思ひます。まず、総則でございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ一億四千三百四十千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百二十八億九千七百二十三万円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきましたかと思ひます。歳入について御説明申し上げます。

市税でございますが、八千九百九十九千円の追加でございます。まず市民税で

六千五百五十万円の追加は、普通徴収の個人所得割調定増によるものでございます。次の固定資産税二千四百九十九万九千円の追加は、償却資産の納税義務者増並びに設備投資による調定増二千万円と国有資産等所在市町村交付金及び納付金で、交付金については土地の物納分、納付金については国鉄分の確定によるもので、合わせて四十九万九千円でございます。

次に、地方交付税でございますが、今般、算定結果の確定があり、交付決定されたことによる当初予算額との差額一億三千八百二十六万六千円の減額で、これは、地方財政計画に基づき対前年の伸び率をみると、当初算定した結果との差で、基準財政収入額の伸び率の増と、従来、西多摩衛生組合にかかわる需要額分を当市が取りよとの、交付団体の羽村町を含め、青梅市、瑞穂町合わせて交付税を取り込んでまいりましたが、この方法ですと、組合に不交付団体が入入して、場合、組合組織にかかわる部分については他市と同様に交付されていたことから、今年度から構成団体の集分率により、それぞれの市町がここに算定することとなったことから、青梅、羽村、瑞穂の分が差し引かれたこと、それと調定額によるものが減額の要因でございます。この西多摩衛生組合算入分の減に伴い、歳出に

おける衛生費のうち西多摩衛生組合清掃費配分金の減額も補正いたしてあります。

次に、分担金及び負担金におきまして、負担金二十四万四千円の追加につきましては、歳出におきますエ不費に西住宅地区周辺排水路費の職員期末手当相当分下水道会計並びに羽村町、瑞穂町からの負担金でございます。

次の節支出金の負担金三百八十六万八千円の追加は、民生費関係の負担金で、先ほど、各事例改正をお願いしております身障、精神、老人、児童それぞれ福祉手当の改正に伴う追加分でございます。

次の、寄附金二百四十八万四千円の追加補正は、宅地開発指導要綱に基づき一般寄附金でございます。

次の繰越金の一億五千三百九十九万九千円の追加補正は、昭和六十年度決算見込みによる当初予算との差で、繰越金総額は二億二千三百九十九万九千円と相なる次第でございます。

次の、諸収入の雑入でございますが、三千九百六十二万六千円の追加補正は、まず、民生費関係におきます補助対象事業の六十年度精算による身障、老人、

母、それと生活保護費、それと国、都支出金の過年度収入として四百八十二万六千円、それと、先ほど触れました自動車事故示談成立に伴う保険金三千五百円、でござります。内訳といたしましては、自賠責及び任意保険として市有物件、民済からの保険金でござります。

以上が歳入補正で、総額一億四千三百四十万円の追加と相なり、歳入総予算額百二十八億九千七百二十三万円と相なる次第でござります。

続きまして歳出について御説明申し上げます。

三ページをお開きいただきます。まず、議会会費におきまして八百三十八万三千円の追加補正でござりますが、これは議員期末手当分の当初計上分三・八カ月分と四・九カ月に支給率を定めることに伴う追加分で、すでに六月支給分の差額の〇・五カ月と十二月支給の差額〇・六カ月分を合わせて一・一カ月に相当する八百六十九万九千円の追加、それと職員期末手当の差額二十一万四千円の追加でござります。

次の総務費四千三百八十九万八千円の追加につきましては、まず、総務管理費におきまして四千二百三十八万円の追加は、東京自治会館組合の負担金の減額の

六十七万四千円を合算しております。当組合の決算に伴う補正予算による精算減額分で、各市の管理運営費の負担を軽減、変更したことに伴うものでござります。それと、先ほど御説明いたしました去る四月三十日、柳山公園内の人身事故に伴う被害者側との示談成立の見通しに基づき示談金として三千五百七十六万円の追加でござります。本件につきましては大変御心配をおかけしたところで、今後、このような事態が起きないよう、十分注意してまいりたいと考えております。

そのほかとして、人事管理費関係につきましては、職員の研修経費の追加で、自治大学校への派遣職員追加に伴う旅費並びに委託料、分科会負担金の追加で四十七万一千円、財政管理費において財務会計電算処理に伴う諸伝票の印刷代三百万円、会計管理費で六十年用品調達基金決算による不足額の繰り入れ九千円、それと職員等期末手当、三役分を含めて三百八十一万四千円でござります。以上が総務管理費でござります。

次の徴税費七十八万円、戸籍住民基本台帳費四十八万七千円、選挙費九万四千円、統計調査費五万七千円、監査委員費十万円のそれからの追加は、

いずれも職員期末手当でございます。

続きまして、民生費でございますが、一千四百九十九万三千円の追加は、社会福祉費において六百二十万三千円の追加で、れんげ作業所の一部増築を合わせ、床張り等改修工事百九十二万六千円、身体障害者福祉手当二十五万二千円、精神薄弱者福祉手当二万一千円、また、老人福祉手当二百二十八万五千円、それと各条例改正に伴う扶助費の追加、それと六十年度国、都負担金精算返還金として身障十二万四千円、精算三万九千円、老人八十八万八千円、老人医療七万六千円、それと職員期末手当八十九万二千円の追加でございます。

次の児童福祉費三百六十六万六千円の追加につきましては、民間保育所建設費補助金として、本町保育園のスライディングドア修繕工事補助金四十四万九千円と、児童育成手当の条例改正に伴う扶助費との差額百三十四万円と児童措置費に要した昭和六十年度事業精算に伴う国、都負担金の返還金五百二十八万一千円、それと職員期末手当五十九万六千円でございます。

次の生活保護費で五百三十四万四千円の追加は、六十年度事業精算に伴う国、都負担金の精算返還金が四百九十九万七千円、それと職員期末手当十二万七千

円でございす。

次に衛生費でございますが、六千五百一十九万九千円の減額補正でございますが、保健衛生費については二十九万八千円の追加で、成人健康対策に要した昭和六十年度事業精算に伴う国庫負担金の返還金五万九千円と職員期末手当二十三万九千円でございす。

次の清掃費六千八百一十七万七千円の減額は、先ほど、歳入の地方交付税の中で御説明申し上げました、ことしから普通交付税の需要額の算入方法が改正され、西多摩衛生組合にかかわる交付税が従来のように一括福祉市に算入されなくなり、たことより、地方交付税清掃費配分金のうち初計上額八千九十二万五千円の減額と同時に通常、西多摩衛生組合負担金として、当中のみの交付税算入分一千八百二十八万九千円の追加と、リサイクルセンター内焼却炉修繕料百六十二万円の追加、それと職員期末手当十九万九千円、以上の相殺額でございます。

次の労働費の失業対策費二万七千円につきましては、職員期末手当でございます。

農林水産業費の農業費で三十二万四千円の追加は、西多摩農業共済事

務組合負担金改正に伴う追加分が二十一万二千元、それと職員期末手当十一万二千元でござります。

四ページを開きたいと思いますが、次の商工費五万四千元は職員期末手当でござります。

次に土木費でござりますが、九百七十八万円の追加は、道路河川橋梁費において四十三万七千円の追加は職員期末手当でござります。次の都市計画費九百三十三万二千元は都市計画図の在庫切れに伴う印刷代六十五万円と多摩川の多摩橋下流域の河川敷利用計画に基づく基本調査委託料六百四十四万円と公園施設の修繕料七十九万円及び先般の交通事故に伴う柳山公園に交通安全の碑設置工事代五十九万円、それと福生駅西口広場関係経費として、防衛ハタテ事案による用地買収に伴う工区鑑定の委託料追加二十六万一千円と、また防衛九条事案による用地買収に伴う工区鑑定委託料を初めとする事務費二十七万円、それと職員期末手当五十九万一千円の追加、以上が都市計画費でござります。

次の住宅管理費五万一千円の追加は職員期末手当でござります。

次の消防費の二十四万円の追加につきましては、消防団員等災害補償等組合負担金の追加で、掛り金改正によるものでござります。

次に教育費について御説明申し上げます。補正総額五千五百八十一万九千円でござりますが、教育総務費百三十八万八千円、小学校教育費三十五万七千円、中学校費十五万三千円、学校給食費六十八万一千円、社会教育費八十八万一千円の追加につきましては、それと職員期末手当でござります。

次の保健体育費五千二百六十三万九千円の追加につきましては、大分御心配をおかけいたしました飯能川地域体育館新築工事に伴う当初計画後の事情による用地についてようやく一部買収と市有財産との交換によることで、当初予定に相当する用地面積が確保できる見通しが立ったことから、この用地買収費を含む諸経費の追加をお願いしようとするものでござります。まず、用地買収に伴う所有者それぞれが工区測量と鑑定の委託料として百十四万四千円、電波障害調査委託料十五万八千円、交換先工区管理工区設置及び敷正地工事費三百八十三万八千円、建設予定地内、内出児童遊園の撤去工事として百八万、開発公社所有地買収し分含めて六百七十一万六千四百円の用地買収費

三千九百九十二万七千円、それと家屋、樹木等撤去補償料六百三十三万三千円、以上、合計五千二百三十九万二千円の追加と相なる次第でございます。なお、工地区域体育館関係で、そのほか、職員期束手等として二十四万七千円でございます。以上が、次の諸支出金の学校施設等整備基金金二百四十八万四千円の追加は、歳入で御説明いたしました宅地開発指導要綱に基づく寄附金と本基金に積み立てしようとするものでございます。

最後に予備費六千四百九十四万一千円の追加は、歳入歳出財源調整によるものでございます。

以上、歳出補正額一億四千三十三万四千円の追加で、歳出予算総額百二十八億九千七百二十三万円と相なる次第でございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議をいただきます。原案どおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(森田祐男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に付する質疑を行います。

○九番(上野重勝君)

福祉社会館管理費に関連をいたしましたして、市長の考え方と質問いたします。

私は、五十九年の九月の定例会としまして、現在の福祉社会館の改装費として一億三千三百万円の予算が計上された際に、総合計画の中で総合福祉センターの建設計画があるもので、この支出はむだに支出になるのではないかと、むしろ、この老朽施設はもうすたれて、新しくつくる総合福祉センターの建設を進めるべきではないかという質問をいたしましたところ、理事者側の答弁として、これは、いろいろ協議した結果の答弁でございますが、総合福祉センターにつきましては、現在の福祉センターを整備いたしましたして、老人、身障、母子の福祉の充実を努めていきたいと思っております。現在のものを整備していくという考え方でございます。こういう答弁をいただいております。

ところが、昨日の赤星議員の一般質問につきまして、市長は、昭和六十五年度を目標に総合福祉センターを建設していきたいと、こういう答弁をされております。全く相反する、矛盾した答弁をされておりますので、どちらが正しいのか伺いたい

します。

○議長(森田治男君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分 休憩

午後一時

開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役(古谷徳男君) 民生委員の中の総合福祉センターというこの問題に對しまして

お答え申し上げますが、この総合福祉センターにつきましては、かねてから必要性は感じてゐるわけでございまして、議員の皆さんも多数の方から御要望もあるわけでございまして、問題の五十九年の九月と今議会の考え方についてでございますけれども、五十九年の九月の補正予算のときの御説明では、そういった福祉センターはつくりたいというあれはあったんですけれども、当座に今の福祉センターをどうしても修理を加えないと、緊急性もございまして、若干の経費はかかっても、とりあえずそれを使つた方がいんじゃないかというところから、緊急のために修繕をして、修繕の場合もろつとボーラー等の関係で、当初より経費がかかつてしまったんですけれども、さういふ辺もろつと

予算的には補正でお願いしなきゃならないと、こんなことになった経過もあったんですけれども、さういふことで、その際には整備をされていただくと、さういふことでございまして、今後ともこれらの機能はあかすまで今の福祉センターも原則よりよく取りまして整備がされてゐるわけでございします。

そこで、昨日の総合福祉センターというこの六十五年度というところもあるんですが、これも、これはあくまでも六十五年を目標と、さういった目安にして新しいものを考えたいんだと、さういふことでございしますので、まだまださういったことにつきましては、これから実施計画等もあがなきゃいけない問題でありますし、基本計画の中ではかわからうさういったものが必要であると、さういったことも入っているわけでありますので、ふたつた後、さういった意味においてでもできるだけ早い機会にできるように努力はされていただきたいと、さういふふうに思うわけでございまして、五十九年のときの答弁とさういふ答弁、さういった中で若干のさういった年次のものの差はあるんですが、基本的にはさういった総合的な福祉会館をつくるべきだ、さういふものには変わりないわけでございしますので、その点、ひとつ御了解をいただければ幸いです、さういふので、さういふお願いをいたします。